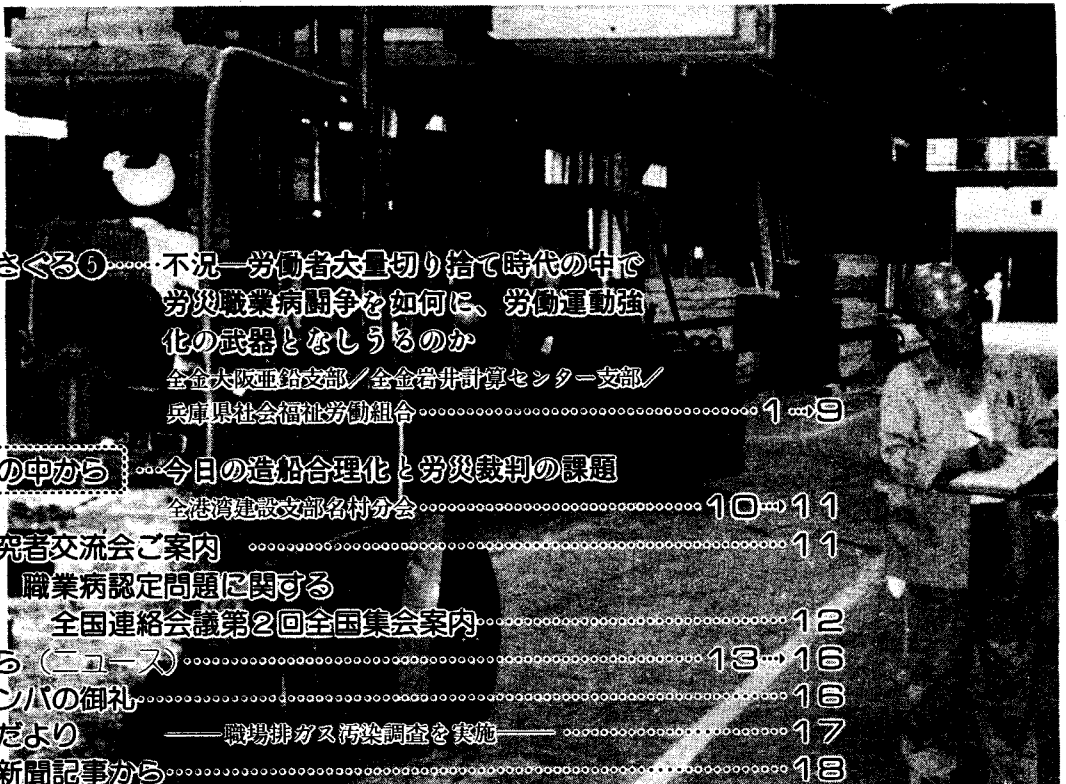


関西労災職業病 9月号

(通巻65号)

関西労働者安全センター 1979.9.20 発行
大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室 60円
☎06・374・2991 郵便振替口座 大阪 315742



- 展望をさぐる①.....不況—労働者大量切り捨て時代の中で
労災職業病闘争を如何に、労働運動強
化の武器となしうるのか
全金大阪重鉛支部/全金岩井計算センター支部/
兵庫県社会福祉労働組合.....1→9
- 闘いの中から.....今日の造船合理化と労災裁判の課題
全港湾建設支部名村分会.....10→11
- 関西研究者交流会ご案内.....11
- 10/14 職業病認定問題に関する
全国連絡会議第2回全国集会案内.....12
- 前線から (ニューズ).....13→16
- 夏期カンパの御礼.....16
- 健診部だより.....職場排ガス汚染調査を実施.....17
- 8月の新聞記事から.....18
- 特別報告.....働く者の診療所開設
神奈川労災職業病センター.....19→20
- 右折禁止.....21
- 8月分会計報告.....21

不況-労働者丈量切り捨て時代の中で
労災職業病斗争を如何に、労働運動強化
の武器となしうるのか。(そのV)

(一) 労働者権力拡大と職場権闘

を我々手に

官製合理化攻撃粉碎、自主
自立の職場生産点確保を旨として

全金大阪亜鉛都

一九七五年四月、市川資本は事前協議無視で「会社更正法申立」を行った。倒産の原因は、①不況による売り上げ低下、②地域の労働攻勢が強く高額回答をした為という労働組合と地域共闘を敵視したものであった。そして、①高令者、女性労働者の首切り、②賃金カット、労働条件引下げ等の合理化を司法権力資本で強行すれば「再建可能」との申立を行った。

このように市川資本は、我々が全金加盟（一九五八年）当時から労務管理を強化しつつ、常に組織攻撃を
かけてきた。しかし、我々は組織強化をはかり資本への反撃・抵抗を堅持し一切の攻撃を粉碎してきた。
六三春斗では独占鉄鋼メーカーをバックに全面対決の斗争発展となり
当時は地域共闘の体制もなく、孤立した闘いの中で敗北を余儀なくされた。無権利状態の状況下で組織再構築を図り、六五年田中機械支部の全金加盟から地域の共闘連帯が組織され、闘う組織の確立が不動のものとなった。
一九七四年十一月、市川資本は再び変則勤務（朝七時〜十四時、十四時〜二十一時）の合理化提案を打ち出した。この攻撃は労働者の生活パターンの変更であり、内部分断組織弱体化―企業埋没主義を強要する

ねらいが見えすいており、地域労働者と共に白紙撤回させた。

ところが、七五春斗後市川資本は最後の切り札として、子会社（横浜ガルバー、知多工業、関東亜鉛）への逃亡と本社倒産による組織つぶしをねらい「会社更正法」を最大限に利用しつつ、官製合理化強行の攻撃を加えてきた。我々は政府独占、上部資本が一体となった組織攻撃が相ついであらわれており、それと連動した形態で市川資本の攻撃があることを見抜き「官製合理化粉碎、自主自立の職場生産点確保」の方針の徹底をはかった。

従来、資本家の経営権であった「受注発注、技術、管理、資金、安全等」は、我々が職場管理をする中で労働者権力、領域拡大の方向のもとに主体的力量を発揮させ日常の職場運営を行い、その一貫として「労災職業病闘争」の取りくみが行われた。労働者の「生命、健康、安全」は自らの闘いで守り抜く！のスローガンは、更生法下における精神的肉體

的重圧の中で「権利斗争」として位置づけを行い、多くの被災労働者、安全センター、南大阪労働者診療所と共に「労災職業病闘争を闘い抜いた。

(三) 「労災職業病闘争」は

労働者の闘いの武器である

我々は被災労働者の救済のみでなく職場における労災職業病の発生源に向けた取りくみ、労災の撲滅をめざし「認定闘争」への準備を行った。

「認定」の前段での意志統一は、

①本人の闘い抜く意識、②職場での相互協力と認知、③支部全体の確認を基本に、認定―休業でなく労働者として安全、健康をいかに闘い抜き、休業を余儀なくされた場合、職場の理解を求め、職場復帰の際も組織点検の上、軽作業―原職復帰をさせる方向で取りくみを確認した。

我々のメッキ工場における作業工程は、①前処理―アルカリ樹脂、硫

酸洗浄、②溶融亜鉛メッキ、③後処理―仕訳、困包、手入れ、が主体であり、メッキ工場の前処理作業で硫酸が蒸発することにより「角膜炎、結膜炎、気管支炎」にかかりやすくまた濃度の薄い酸にたえず触れて「しっしん、歯芽酸触症、胃腸病」等の健康障害が日常的にあらわれている。

メッキ作業が高熱処理（四五〇～四六五度）であるために、仕事が終って帰宅後「頭痛、寒気、発熱」の状態が時々でてくる。その原因は金属、特に亜鉛の蒸気を吸入し、金属粒子が気管や肺の組織タンパクと結合して、異質タンパクを作り、これを吸収したため健康障害や手足腰の関節痛が多く発生している。

後処理では各種類の有機溶剤が使用され有機溶剤中毒の発生が予測されるし、無理な姿勢での中腰作業が行われ「腰痛関節炎」の発症が多くメッキ企業特有の「騒音」は我々の調査で七五〜一三五ヘルツを記録している。

日常的に「酸・ミスト・騒音」にさらされているために健康障害や発症があらわれ「労災職業病闘争」の重要性を認識すると共に、組織強化地域労働者との共闘による闘いの必要性が確認された。とりわけ、倒産下における労働条件は従来以上のオーバーワークと品種構成の変更にによる作業のやりつらさが続き、組合として安全対策、予防対策と早期認定を行い、安心して治療が受けられるようにすることが急務であった。

まず第一にとりあげたのは「公害センソク」で入院中のIさんの問題であった。Iさんの病状は、長年の過酷な小物メッキ作業（現在は廃止による塩化アンモニアガスを多量に吸い、気管支障害を引きおこしたものと考え、「企業内の職業病」として労災認定闘争を行った。県立H医大、労基局にデータを提示しつつ追及と要請を行い、全国で初めて「公害センソク」を労災認定として闘い取った。

自信を深めた我々は次にKさんの「脳卒中」を取り上げ、昼夜勤務と

過酷な労働条件による被災として認定を闘いとり、その後二件の脳卒中の労災認定を闘い取った。

また、メッキ企業特有の騒音は毎年行われる特殊健診でも四〇%が職業性難聴の指摘を受け、設備改善、作業方法の改善を職場ぐるみで行い一定の成果を上げている。特に女性労働者の内五名の労災申請を行い、西監督署に立入り検査を要請し、治療と補償について労災認定を認めさせた。

現在、新たに腰痛、気管支炎、関節炎の五名を認定闘争として取りくみ、近日中にその結果が判明する。

「三」労働組合の闘争

労災職業病闘争は個別の企業内で闘うのではなく、常に被災労働者、地域、産別を通じ多くの仲間と共に闘うことが重要である。

我々労働組合は「労働者の生命と暮し」を守ることが原則であり、被

災者も今までの職場に復帰し働くということが大切であるし、そこに労働組合の取りくみと要求が必然的にてくるのではないかと考える。

個々の労働者が「生命と健康・安全」は自らの自己変革に基づく意識と行動によって守り抜くということが最も重要であり、職場、支部全体の階級的団結がなければ一人の労働者をも守りきれないことは明白である。

労災職業病闘争は「反合闘争」であり「権利闘争」であることを再認識し、従来以上の取りくみと意識変革を求めて闘い抜く決意を確認する必要がある。



電算業界における

労災・職業病闘争

全金岩井計算センター支部

今回、関西労働者安全センターからの労職闘争の問題提起に関して、支部の少い経験の総括を踏まえて大雑把で乱暴で独善的ではあるが、見解を明らかにしたい。

電算業界における

労災発生の実態

支部と労災闘争との関わりは、支部結成時から始まる。電算業界というのは、表面的な近代的な見せかけに反して、労働者は極めて遅れた劣悪な労働条件の下で働かされている。婦人労働者、そして若年労働者の収奪の上に成り立っていると、言っても過言ではない。婦人労働者の人貸しによって経営基盤を確立している企

戦略的方針性としての

労職闘争を

業が大半である。岩井もまさしく例にもれず右の様な実態であり、労働者の半数以上が婦人労働者であり、若年労働者を含むと八〇％程であると思われる（七四年結成時の平均年齢は二〇代前半で、平均勤続は二年強）。岩井は労働力の自転車操業を行い、ダンピングのつじつまを労働者へのしわよせて合わせていた。従って、労働条件の劣悪さの表現である低賃金と労災（頸腕腕症候群）はとりわけ婦人労働者の状況に集約される。

頸腕腕症候群の被災労働者はパンチャーである婦人労働者であり、それはただちに切り捨てられていた。支部はこの様な被災労働者の問題を大きなきっかけとして結成を闘い取ったのである。

本誌八月号で、全港湾建設支部から指摘があるように、「労働者が苦痛だと感ずる一切のことは、この資本主義体制の中では、全て資本・権力の攻撃」であり、だから我が支部も、労働者のかかえる問題は全て闘争課題であると割り切っている。もっとも闘争たりうるかどうかは支部の組織力量にかかっているが、少くとも問題意識だけは失わない様にしたいと思っている。この様な観点に立てば、労職闘争は支部の闘争・労働運動の一つの側面であると言えます。戦術に主従・重軽はあっても、闘争には表面的に区別はついても本質的には切り離れているものではないと考えます。労職闘争だけが一つの闘争ではないし、労職闘争だけが本質的な闘いではありません。

全金港合同が、その輝かしい階級

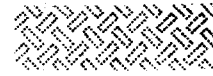
的かつ戦闘的な闘いの歴史の中から引き出された、「サラリーマン的労働運動の拒否」という中には、労働者の時間を自ら区切って制限してはいけない、闘いを自ら分断してはいけない、ということが含まれていると思われる。労働者の生活時間（勤務時間も含む）、生活空間（職場、人間関係も含む）を基盤とした労働者の団結権を確立した組織力が必要とされているのではないだろうか。

労働運動・職場闘争の中での労働闘争の位置付けというのは、実は、敵との関係を見据えた戦略的方向性であり、被災労働者その他の労働者との関係というのは、実は、闘う側の内部の戦線整備の問題であろう。これらは切り離せなく、闘うに当たっての両輪の輪である。

たとえば、一人だけの職場で労働者を組織するに当って、一人を組織するという観点と、職場を組織するという観点では決定的に異なる。従って内部の問題は、支部では職場を単位として考えている。職場でのヘゲモニーを確立することを中心に考

えている。被災労働者であるという点を強調しすぎるのは、極めて危険が伴うことであり、出来得る限り同じ様に行動することを心がけている。従って多少の無理も言う。

交流を！



針の学習会は様々な意味において学習の場になっている。現在すでに第五期になっているが、第一期より

参加させてもらっている。被災労働者に限らず、参加したい者は参加させてもらっている。もちろん参加する支部員の意識という点は重要であるが、参加して様々な団体の話を聞くことは少しづつ互いに影響し合うので、楽観的に考えている。

最後に、書き過ぎがあったり、誇張しすぎだったり、書き足りずであったり、整理されずに書いてしまったが、近い将来に交流を持つことが出来ることを希望して筆を置きたいと思う。

福祉労働運動と労災職業病闘争

兵庫員社会福祉労働組合

戦後日本帝国主義は五〇年代に復

「福祉に殺される

障害者

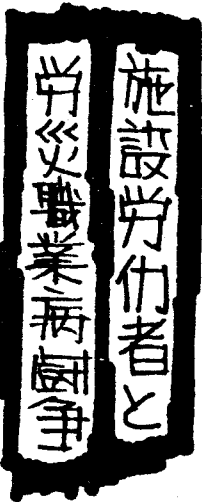
活し六〇年代に高度成長を遂げ発達したが、七〇年以降のオイルショックによりそのエネルギー基盤を揺がされ、以降成長は停止し停滞経済と化して行った。この日本帝国主義の中にあっていわゆる福祉とは、言葉

の本来の意味はさておき経済成長のお余り譲与として始まった（福祉元年）のであるが、一旦低成長時代に入るや否や一転して「福祉キリスト」が始まった。日本資本主義の本質が見えた、と言い切ってしまった事は簡単であるが、実際その「福祉」の中で障害者は、「福祉」によって殺される事なく「福祉」によって殺されてきたのである。

障害者は資本主義社会にあっては、労働力として無価値であり、有用性を持たない存在とされている。「福祉」なるものが、本質的にスポイルされた労働力の再生産を目的としている以上、「障害者福祉」は一つに資本主義的労働力として資本が可能限り低水準で利用することであり、二つに全く活用不能な障害者は、他の労働力生産と再生産の過程に障害とならぬよう資本主義社会から排除する事に目的がある。前者は、大久保製糖闘争に見られるように労働基準法の適用除外の下に最低ギリギリの賃金・労働条件で障害者を資本が使用することであり、後者は大規模

コロニーのように、「施設」に障害者を隔離し収容することにある。

社会の規範的部分から排除された障害者に対する社会意識は、従って彼らに対し無価値・無能の価値基準しか持ち得ない。障害者差別である！共に同じ人間として生を受けながらこれ程人の価に差があるとは……！とここで、いわゆる福祉労働者は如何なる存在なのか？答は、今述べた「福祉」の目的達成のための現場・末端での下手人である。障害者にとって福祉労働者とは、言ってしまうえば刑務所の看守のような存在である。ケースワーカーは障害者をどの施設にふり分けるかを仕事としており、施設労働者は施設に隔離された障害者のスマイル看守である。ブラックユーモア！！



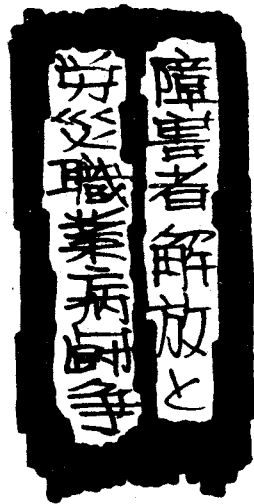
一方施設労働者にとって労災職業病は切っても切り離せぬ関係にある。

障害者の介護に携わる仕事—オムツをかえ食事の介助をし子供達を散歩に連れて行き又衣服を着がえさせるetc.—は全て肉体労働であり、かつ障害者を抱えるために腕、肩、腰の筋肉を過度に使用する。腰痛症、頸肩腕症候群、それに付随しての自律神経障害、内臓疾患、神経症等の労災職業病が発生する。発生率は極めて高く大方8割以上の人が何らかの症状を訴えている。「腰が痛いのは当り前であり、痛くなければ一人前でない。真面目に仕事をしていない」と施設労働者の間では公然と語られる。現に私たちが抱える解雇撤回闘争の地労委審問の場で経営側証人はそれを堂々と語り、又その言葉が地労委各員にスナナリと受け入れられて行く。

ところが施設労働者の権利意識は極めて低いのが現状で、一口に30万人と言われる福祉労働者の組織率はその数%にすぎず、多くは聖職意識の中にドップリと浸りきっている。

「腰痛、ケイワンなどかかる人がおかし、元々体に異常があるのだから

う・・・」位にしか受けとめられず、本人も又その意識を脱し切れない。それでなくとも施設労働者の多くは若年（20代）で女性が多く勤続年数は低い。職業病になれば退職というコースをたどって行く。この浮上しない労災職業病は又、施設経営の重要な基盤となっており、回転の早い若年労働者の導入により安上り経営が成立している。それが又一向に社会的批難を受けない。第二のブラックムーア!!



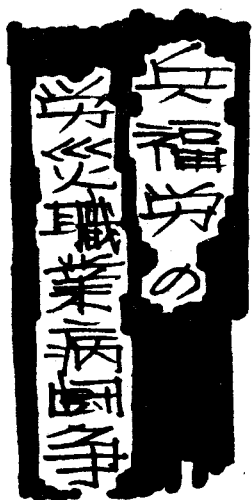
私たちの兵庫県社会福祉労働組合は障害者の看守たることを拒否し、障害者差別と闘い障害者の解放に連帯しうる労働運動を目指して結成された。「仲間を守りきり障害者を支えきる労働運動を！」をスローガンに持つ。だが施設労働者にとって障害者解放運動は本質的に矛盾する事

柄である。看守が収容者の解放など噴飯ものであり、善意の押しつけ、自己満足、自分で自分の首をしめることになる!

しかし私たちは次の現実からスタートする。施設でしか現実の生を享けられず、施設だけの生活を余儀なくされている障害者の現実から。私たちの労働は従って、「より人間的な生活を障害者に提供するためのサポーター、障害者が自立し差別を打破し解放していくためのワンステップ」の存在となる。一見矛盾しているが、私たちの労働はこの使命を抜きにしては語れない。当然労働内容は、現在の施設のさまざまな組を突破していくことから始まる。障害者ニーズに答え毎日散歩に出、街へのショッピング、11時に始まる昼食を12時にする闘い、夕食を4時から6時にしていく闘い、朝食にあたたかい味そ汁をつける闘い、こづかいを増やす闘い・・・etc 闘いに傍点を付したのは一見健全者にとって何でもないこと、問題にすらなりえない当り前のことが施設では立派な闘

いとなる。闘わなければ実現しないことだ。そう、当り前のことを「当り前」とするための闘いである。しかしこの闘いに立ち上った労働者は、これを闘えば闘う程腰痛・ケイワンの魔手に捕われていく。

考えてみればこれも当り前のことで、抑圧された障害者のニーズに答えていくためには元々体が幾つあっても足りない。それを身一つで最大限覚えていかねばならないのである。腰痛・ケイワンにかかったものは休業していく（もちろん休業補償を獲得する労働闘争を闘っての話だが）、ところがいざ一人でも休業者が増えれば、障害者にとってはニーズの低下に直結する。労働闘争を強化すればする程障害者に敵対していく——という現実。第三のブラックムーア!!



ここで話を元に戻して兵福労のアウトラインに触れておこう。兵福労は七七年の一月に結成された兵庫県下産業別労働組合である。その前身は甲山学園労働組合で七六年に結成された。中心は社会福祉法人甲山福祉センターの砂子療育園支部（七八年二月結成）と甲山支部にある。砂子療育園は西宮市阪神武庫川駅の近くにある重症心身障害者施設―重いチ工遅れと 体不自由の重複障害を持った子供達の収容施設。子供といっても平均年齢は15歳を超え児者混合である―で、甲山学園は西宮市の北方甲山のふもとにあるチ工おくれの子供達の収容施設である。

今、理事会は四億円もの赤字を抱えている。安上り福祉体制の下、民間委託経営の矛盾のために経営危機に陥り、「施設がつぶれる!」という宣伝で大合理化計画を推進している。この中で砂子療育園は理事会の無策経営の果てに数億円の赤字を抱え（理事会は職業病保障人員増による人件費高騰を理由にしているが、もちろん赤字の骨幹などではない）

ている。この経営赤字（甲山学園も含めての）を打開するための理事会の切り札はこうである。すなわち、砂子療育園を甲山地区に移転させその跡地を阪神間の巨大医療資本である兵庫医科大学に売却し、その捻出された費用で赤字を補填し今後の資本に組み入れようとする。砂子療育園と兵庫医大とは隣接しており、膨張し続ける兵庫医大にとって砂子の土地はノドから手が出る程の物である。因みに砂子療育園は、兵庫医大の前身武庫川病院から生まれたといえは謠もがうなづけるだろう。世間で言う実質上の親会社として兵庫医大は君臨している。

兵福労は七八年二月に砂子療育園支部を結成し新体制を確立するや否や、二月二七日の山田悦子さん・荒木さん・多田さんの不当逮捕事件（いわゆる「甲山学園事件」）に遭遇し、砂子支部は結成後の基礎固めをするいとまもなく反弾圧闘争に入っていた。更に四月には定期検診によって砂子労働者の3分の1が要治

療、3分の1が要注意という重大な事態が判明しすぐさま労働闘争に突入していった。職業病患者への補償と共に大幅人員増の獲得闘争である。

この闘いは大きく盛り上ると共に厚生省・県当局の理事会に対する改善命令を引き出していったが、同時に理事会―父母会―御用組合（日本社会福祉労組・日本共産党系）の反動プロックの形成を促し、兵福労は多くの処分者を抱えるに至った。その果てに七八年七月には当時の砂子支部の委員長と書記長が処分弾圧の前に屈し、兵福労を脱落していった。ここに第一次労働闘争は完全に敗北した。八月はまさに悪夢の季節であり、「長く暑い夏」であった。兵福労つぶしは一拳に押し寄せ、のべ30名以上に上る処分者、3名の解雇者を出し、管理強化の嵐の中で組合員の多くは焦燥感と共に脱落し退職していった。そして遂に弾圧の魔手は休業者にまで及び、組合員の浦中・西岡さんに対して「休業診断書は認めない、従来通り働け!」と業務命令が発され、なおかつそれに抵抗し

闘う二人に対し二度の停職処分がなされた。解雇制限のある労災休業者に対する処分は解雇処分と同質である。ここに第二次労働闘争は始まり「休業者に対する処分弾圧を許すな、浦中・西岡さんの闘いに支援連帯しよう！」を合言葉に抵抗闘争が組織されていった。十一月には仮処分申請を行い、一ヶ月後の十二月十二日超スピードで二人は全面勝訴を勝ち取り、現在本訴闘争を闘っている。

もう一つ理事会の攻撃の柱に腰痛協約の改善がある。甲山福祉センターの腰痛協約は七一〜七三年の間に多く勝ち取られ、そのレベルは相当高水準にあった。しかし三年を経過した効力切れを理由に腰痛者の弾圧、切り捨てを目的に大幅レベルダウンした協約案を提示してきた。七八年九月初めのことである。しかも理事会はそれを御用組合・日社労組にのみ行い兵福労には何の提示もないという不当労働行為であった。更に御用組合・日社労組は全く何の闘争も組まずほぼ理事會案のまま協約を締結した。そればかりではない。七九

年二月に理事會は一方的に日社労組と締結した腰痛協約を全職員に適用したい旨公示をし、賛成署名を管理職、日社労組を総動員して集めてもらった。兵福労はこの攻撃に非組を含め全力を挙げて反対闘争を組み、完全に理事會の野望を粉碎した。月が変わった四月、理事會は一転して改めて兵福労に腰痛協約案を正式に提示してきたのであった。今、私たちは理事會―御用組合・日社労組のなれ合い共同戦線の暴力集団キャンペーンに屈せず闘い続けている。

労災職業病闘争 の位置と向標点

本誌五月号の編集部の問題提起は労働闘争の質を追究しようとする姿勢にあふれ高く評価するものであるが、しかし私たちはその提起に堂々と答え得る物をほとんど獲得し得ていない。労働闘争の理論化、運動全体の前進強化への位置付け、自律的

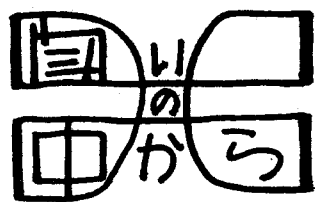
モラルを通しての団結強化等、その何れを取っても兵福労の内部課題として大きな問題である。確かに私たちは理事會の砂子移転・甲山廃園という大合理化再編攻撃、兵福労つぶしの前に現在労働闘争を要にすえて闘っている。砂子支部の場合闘いが大きく盛り上ったのも、逆に弾圧の前に抵抗闘争を組織し得たのも、確かに労働闘争であった。また管理強化・合理化の中心も労災職業病患者へのしめつけにある。だが私たち自身、果して労働闘争自体が兵福労運動の全体的前進強化の観点から整理され位置付けられ、理論化されているのだろうか？

差別隔離された施設の障害者と共に当り前の生活を勝ち取る闘いにおいては、自己矛盾的に腰痛・ケイワンはついてまわり補償を勝ち取る闘いは人員増闘争、国・県への行政闘争などバランスをとって推進されなければならぬ。ところが実際の闘いというものにはそんなに恰好よく進むものではない。そうであるなら闘いの幾つかの局面においては、本誌

五月号で紹介されていたように「自律的モラル」を確立し全労働者の團結を計り、闘いを進めなければなら

ないだろう。施設労働者における労働闘争が障害者解放に連帯し、全人民の解放と

共に進むためには、果して私たちは今後どう歩んでいけばよいのだろうか。(以上)



今日の造船合理化と 労災裁判の課題

全港を管理建設局と名村分会

今私達分会では、77年12月27日に名村造船所構内で、作業時間中脳血管で倒れた分会員雲見氏の名村造船を相手どった損害賠償請求の労災裁判を、分会の闘いの大きな柱の一つとして闘っている。裁判自体は提訴が79年6月であり、まだ3回の公判を終えた段階であるが、この裁判を取り巻く情勢が造船の大合理化攻撃の中で大きな変化を受けようとしている。つまり、造船設備の35%廃棄という国策合理化が進行する中で、名村造船自体も新造船の設備・土地の売却、修繕部門の分離・別会社化

という大阪工場を丸ごと無くす攻撃をかけてきている。労働者が長年築いてきた職場・団結の基礎を国策に添って、根こそぎ奪おうとしているのである。

工場閉鎖攻撃の中

闘争目標をどう設定するか

私達の分会の闘いの基本的な目標は、78年1月下請契約解除—全員解雇の攻撃を受けた中で、親会社名村

造船の雇用責任を認めさせ、不当解雇の撤回—原職復帰である。しかし、今工場閉鎖の攻撃が加えられる中で、復帰する職場すら奪われようとしているのである。労災裁判においても同様の壁にぶつかっている。つまり私達は雲見氏の労災裁判を始めるにあたって、次の確認を分会として行っていた。

「この裁判の形式的な請求内容は名村造船に対する損害賠償である。だが、私達が真に求めているものはそうではなくて(もちろん、雲見氏と家族の将来的な長期の生活を支えていくために金は必要であるが)、名村造船の労災責任、雇用責任を追及することであり、労災の真の原因—下請構造にメスを加えていくことである」というものであった。これに対して名村造船は、工場閉鎖と同時に労災責任の抹消と証拠の隠滅をはからんとしているのである。現に

3 回目の公判における名村側の反論書の中では、工場閉鎖をいいことに劣悪な作業環境ではなかった、労災の防護措置は完全であった、と業務と脳血管の因果関係を全面的に否定してきている。従って私達が、労災裁判という限定された闘いを進めるに当たっても、工場閉鎖―国策合理化とどう闘うのかの課題に突き当たざるを得ないし、又裁判闘争がまだ一年半から二年にわたる闘いであることを踏まえて、国策合理化の行方の中でどう運動方向を見据えていくのが厳しく問われている。そのことを明確にしていけない限り、敗北感にとらわれ、闘いの目標は損害賠償金の要求という具合に絶えず歪少され、分会の団結すら個別利害の噴出の中で、解体の危機にさらされかねないのである。

資本主義の全面的再編攻撃

に対する闘いの結合を

従って、問題の解決の方法は絶えず裁判開始の出発点の確認に戻ることであり、同時に新しい情勢（工場閉鎖攻撃）における課題と結合させ、労災裁判を裁判闘争の狭い組の中に限定するのではなく、分会の全体的な闘争課題とより有機的に関連させていかねばならない。このことを追及しなければ裁判闘争すら勝利しえないという状況になっている。

その課題の一つに総下請化攻撃と対決の問題がある。つまり、工場閉鎖の攻撃が同時に修繕別会社化であるように、下請化攻撃と軌を一にしている。すなわち、総下請化の中では、下請労働者はよりスポット的（短期臨時的）な位置に置かれ、より団結が困難にさせられ、より労基法のらち外に置かれ、より労災多発の危険にさらされることになる。従って、雲見氏の労災の真の原因が下請構造である限り、裁判の中でそのことを徹底的に暴露していくことにより、右の資本の合理化に基づく労災多発に歯止めをかけていく、又逆に、総下請化攻撃に対決する観点を

もって裁判を闘う。今、そうした闘争課題の結合の仕方が問われているのである。（以上）

こころ案内

研究者交流会

8月25日に、第17回交流会を行いました。交流会は去年から、78年4月に改悪された労基則35条の検討を行ってきました。そしてそのまとめとして、パンフを作ろうということになりました。今回はその一回目で「農業による疾病」、「騒音性難聴」をまとめました。次回は「エポキシ樹脂」について検討します。講師は、神戸診療所の伊丹先生の予定です。是非、御出席ください。

※ 第18回研究者交流会 ※

◎日時 9月29日(土) 16時〜

◎場所 松浦診療所(弁天町)

◎テーマ 「エポキシ樹脂」

10 第2回全国集会

岡山集会に参加しよう

職業病認定問題に関する全国連絡会議

職業病認定問題に関する全国連絡会議が、78年労基則35条改悪反対闘争の中から「後追いでない闘いを」目指して発足して以来既に一年近くが経過した。今年の5月13日に行われた大阪における第一回全国集会には、全国各地から二〇〇人を超える参加者があり、全国連絡会議が労働省の一層の反動攻勢と資本の被災者切り捨て攻撃に対する闘いにおいて、果していかなばならない大きな役割が明らかにされた。

第一回全国集会では主に労災認定をちとるための諸問題が集会のテーマとなっていたが、集会の総括会議やその後の世話人会議の中で、労災認定を如何にかちとるかという問題だけでなく、労災職業病闘争の中における認定闘争の位置付

け、更には労働運動の中に、要な課題となってきた。における労働闘争の位置付けと、これらの問題にまで論議を拡大していくことの必要性が主張され、第二回集会では労働闘争と労働運動の関係についての問題をテーマとすることが決定されたのである。

労働職業病闘争は不況下における資本の人減らし・労働強化の進行する中で労働運動にとってますます重んじられることを見守るべきである。

第二回全国集会要領

◎日時 10月14日(日) 9時30分～16時30分

◎場所 岡山グリーンホテル(岡山駅前)

☎0862-2517211

◎テーマ 「労災職業病闘争と労働運動」

―5・13集会青山氏講演をタタキ台として

―問題提起者―

▲国労大阪新幹線 ▲全港湾

▲神奈川労災職業病センター ▲関西労働者安全センター

▲兵庫労災職業病被災者交流会

▲岡山大学衛生学教室 青山英康氏

前線から

南大阪

いかだ問題

審査官局々現地調査約束

●全港湾大阪支部安全衛生委員会

9月14日、

強く要請したのである。

全港湾大阪支

部安全委員会

は大阪労基局

及び労災保険

審査会と、大

阪港いかだ分

会の故寺岡氏

の問題につい

て交渉を行っ

た。交渉に先立

って支部安

全委員会が作成

した、いか

だ作業についての

約40分の

8ミリフィルムを

上映し、

このフィルムは

9月7日の

全港湾中央大会

においても

上映された、局

及び審査官

がいかだ労働に

ついての認

識を少しでも深

めることを

強く要請したのである。

交渉は、阿倍野

労基署が

寺岡氏の心筋硬

塞死亡を何

故業務外とした

のかという

点に絞られたが、

話し合い

の経過をまとめると、「寺

岡氏が行ってきた

いかだ労働とい

うのは、通常作業

の単なる繰り返し

で精神的にも肉

体的にもとりたて

てて負担がある

というものであ

った。これに

対して大阪港

いかだ分会は

もちろんのこと

、阪南港運

や柳内組など

同じいかだ

関係の労働者

から厳しい追

及と、いかだ

労働についての

説明が行われた。

交渉の結論として、

審査官は不服

も同行するという

確認が行

に当って、先

ずいかだ労働

の実態を正し

く把握するた

めに、労働組

まってきた。

合ととも

に現地調査

を行う

こと、及び

その際に

労基局

大阪

第2回全国集会

13

大阪

第2回全国集会 (岡山) 要領決定

●全国連絡会議世話人会

9月1日夜から2日の午

が行われた。

前中にかけて、職業病認定

5月13日の第一回全国集

問題に関する全国連絡会議

会の一つの総括として「参

の第四回世話人会が、大阪

加した人々は労災認定をど

の部落解放センターで行わ

うとるかという問題よりも、

れた。世話人の参加状況は

認定闘争を含めて労災職業

悪かったが、来る10月14日

病闘争を労働運動・被災者

に予定されている連絡会議

の運動の中にもどう位置付

の第二回全国集会の位置付

て進めるのか、という問題

けなどについて燃心な討論

を正面から考えている」と

いうことを踏まえて、そして「動」と決定された。また当日の第一回集会における青山氏の記念講演「労災職業病闘争の前進めざして」を受ける意味において、10月14日の集会のメインテーマは「労災職業病闘争の労働運動」併せて決定された。

大阪

80年労災法改正闘争に向け 関西労災被災者協会は

九月六日、南大阪労働者きた。その成果の上に立つ診療所において来たるべきで、八〇年法改正に対して八〇年労災保険法改正に向け、関西労災職業病被災者共同闘争の必要性を確認し連絡協議会が結成された。今回の協議会の結成をみた大阪府被災労働者同盟、兵庫労災職業病被災者交流会、阪南労災被災者の会は七九年度定期報告書問題を関西労働者安全センターと協力して共同闘争を進めて

た。なお、協議会は各団体二名の世話人で構成され、運営していくことに決定した。○年法改正に向け、全国的な大同団結をめざして闘いをおし進めている。

此花

9.3集会に200名結集

去る9月3日此花会館にルグ活動の成果が反映され、金を糾弾する！9・3大集金において「住友電工の差別賃金」が、住友電工差別賃金を撤廃を闘う労働者を支援する会の主催で、約二〇〇名の参加の下行われた。二年前のちようどこの日、地労委闘争が開始され、二周年を記して集会がもたれた。住友電工の六名の闘う労働者をはじめとして、同支援する会の日夜の粘り強いオ

住友資本の

権限を許すな

差別的労務政策に反対し、これをはねかえす大きな闘いの芽であることを高らかに宣言した集会アピールを採択し、大成功のうちに集会の幕は閉じた。

府下労務支部

大阪

ケイワン学習委員会

15職場から100名参加

九月六日、大阪府職労務支部の主催で頰肩腕障害の学習会が行われた。会場に当てられた南府税事務所

の大会議室には百名を越す組合員が、府下15の税務職場から参加し、関心の高さがうかがわれた。

当日の講師である松浦医師からは、頰肩腕障害の歴史的推移、現行の認定基準の犯罪性、更には職場の合理化との関係など、豊富な経験に基づいた講演が行われた。その後、ケイワンの

かに宣言した集会アピールを採択し、大成功のうちに集会の幕は閉じた。

本誌五月号(六一号)で既に報告したように、Tさんの労災問題について京都下監督署は、謝罪すると共に公務災害の件を検討するとの約束をした。これはTさんのケイワンは単に再発ではなく、現在の職場(中学校の教師)にも原因があるのだ、というこちらの追及に答える意味で約束したものであった。

八月二十九日、公務災害の検討結果の報告を中心に再度交渉がもたれた。署長から公務災害の認定は非常に困難であるとの報告があり、参加者の憤りを買ったが、

Tさん 再発認定 決まる

ひき続き

行政指導も約束!!

● 京滋労災伝業病交流会 ●

定を早急に行う、身分保障については署長が責任を持つ、Tさんが療養に専念できるよう職場の上司と話し合いを持つ、の三点を確約させた。

京都

今回の交渉には教育労働者も初めて参加しており、今後、職場を基盤にした闘いを協力して推し進めていくことを確認して散会した。

頸肩腕障害

9名中5名、労災認定

●兵庫県社会福祉労働組合

「職業病」労災認定闘争（なお、腰痛については全において、今春に労災申請員認定。職業病の範囲を行なった9名のうち5名が、できるだけせよめようとする「頸肩腕障害」についても、「労働省」とその意向に追随し、福祉施設労働者の業務起因性を認め労災認定とする」と西宮労基署から頸肩腕障害をまるがかえはずそうとする労基署、労基

局。こういった行政の状況の中で、頸肩腕障害のみにしても認定させるということは、非常に困難なことであります。

昨年からのたび重なる抗議・交渉等により、今回5名ではあるが、頸肩腕障害を労災認定させることができた。このことは、先の状況をうちやぶったという意味で非常に大きな意義がある。

ります。却下された人についても今後、労基局に対して審査請求を行うかまえて。私達福祉施設で働く労働者にとって、腰痛・ケイワンは切り離して考えることができない問題のひとつです。労働省の方針・やり方に負けず、労災認定を勝ち取って行きましょう！

五名

夏期カンパの御礼

6月以来、夏期カンパへの御協力を訴えてまいりましたが、8月31日ととりあえず収約いたしました。その結果、全国各地から寄せられた総額は864,293円となり、各組織各人とも財政的に苦しい折、多額のカンパをお寄せいただいたこと心から感謝するとともに、安全センターを真に労働者階級の闘いの武器と

するよう、より一層の努力を続けていく決意を新たにしています。

関西労働者安全センターも七三年の結成以来まる6年が経過し7年目に突入しました。5周年にあたっての中間総括「常任事務局の運動から労働者とともに歩く安全センター」はこの一年間少しずつはあります。が地に着いたものになってきている

と思えます。懸案となっている組織整備についても、徐々にその気運は盛り上り、できるだけ早期に実現するつもりです。

今後の闘いへの決意を固めることをもって夏期カンパ御協力への御礼と致します。

1979年9月18日

関西労働者安全センター

大阪市淀川区本庄東通三丁目十番十二号
三和ビル 二二二号
TEL (06) 374-2991

職場排ガス汚染調査(大阪木材市場)を実施

職場環境調査・分析部門設立へ

去る8月20日、22日、八尾市の大阪木材市場で、職場の自動車排ガス汚染調査を行った。

木材市場は、元大阪市内立売堀にあったが、昨年10月移転し元金属機械工場建屋内作業に変わったものである。立売堀時代は露天に近い作業だったが、建屋内作業に移ってから、木材市の準備のためのはいつけ作業時のフォークリフト、材の受渡し作業時の問屋のトラック等の排ガスが建屋内に充満し、労働者から「たんが多くなるようになる」「気分が悪くなる」等の訴えが出てきていたものである。

大阪木材市場(株)および作業会社である長堀運輸(株)と、両社内での労組である全港湾大阪支部の両分会からなる合同安全委員会の依頼により、①建屋内の排ガスによる汚染状況、②換気状況、③健康実態、を主な目的とした調査となった。

セル車の排気ガスを対象に、セル車の排気ガスを対象に、8(一酸化炭素)・5(炭化水素)・NOx(NO、NO₂)・窒素酸化物)・浮遊粒子状物質(粉じん)の各排ガス成分について三六〇〇m³と九〇〇m³の二棟の二〇個所近い場所変化と、8時から4時の一労働日内の作業状況に伴う時間変化の両面からの濃度測定を行い、併せて個人サンプラーにより、フォーク運転手など労働者の一労働日での個人曝露調査を行い、更に換気状況を把握する、風向・風速・換気扇能力測定などの諸調査を行った。

今回の調査には、関西研究者交流会、安全センター、南大阪労働フィードバックの方々や、更に、市立環境科学研や府立公衆衛生研等の公的研究機関の御指導・御協力をいただき、のべ四〇名の調査団を組むことが出来た次第である。

職場(建屋内)での排ガス汚染という難しい課題の中で本調査を終了し、現在は測定結果を基に、汚染状態の分析・評価、更に施設や作業の改善策等を、会社・労組との討議も行いつつ作成中であり、健康実態の調査の課題も控えているところである。

なお、診療所では本調査を契機に、懸案だった職場環境調査・有害物質の分析部門の確立を図るため、分析担当者を迎入れ、設備・機器の設置・購入を具体的に進めることとなった。労働者の命と健康を守る諸活動の中で、自主健康診断活動と両輪をなす、職場環境調査の確立を早急に行いたいと考えている。

南大阪労働者診療所
健診部

(以上)

8月の新聞記事から

8・2

スモン患者と国、製薬会社との直接交渉が行なわれ、国、製薬二社が謝罪すると共に年内和解に誠意を尽すと約束した。

特急列車の運転手が出発後間もなく急病にかり、次駅で交代、病院に担ぎこまれた。深夜勤務と猛暑による疲労が原因とのこと。

8・4

大阪市内の下水道工事現場で掘削用コンプレッサーが燃え、抗道入口が煙にふさがれ作業員六人が閉じこめられた。

8・5

医療禍に苦しむ人達の相談に応じるとともに、薬害の絶滅をめざす全国初の「薬害・医療被害情報センター」が神戸市内にオープンした。

8・13

大阪市内の工場で、排水処理場の清掃をしていた作業員三名が、猛暑と急激な酸欠のため倒れ病院に運ばれた。

8・16

大阪地裁でおこなわれている化粧品公害訴訟で、被告メーカー側の申し立てを認め、個人のプライバシーを無視して、原告のカルテ提出命令を出した。

8・18

スモン問題の年内全面解決をめざすスモンの会全国協議会と厚生省の交渉が再開され、30日をメドに決着をつけることで意見が一致した。

8・21

神戸市外電話局の女性交換手12名は、公社が頸肩腕障害を業務外としたことを不服として、神戸東監督署に「公社の決定に異議がある」と審査申し立てを行った。

8・24

女性タクシー運転手の代表が労働省婦人少年局を訪ね、深夜営業を認めるよう労基法を改正してほしいと陳情した。

福井県大飯原発内の冷却水を蓄えるタンクで作業中、にぶい爆発音があった。原因は不明で調査中。

8・28

環境庁は、水俣病の県外患者の検診を近く大阪市で実施すると約束した。

8・30

歌舞伎俳優板東三津五郎氏のフグ中毒死は二六〇〇万円で和解が成立した。

8・31

厚生省は、医薬品の効能について、素人わかりのよい病名方式に加えて、医師や専門家しかわからない薬理作用（鎮痛、解熱効果）の記載内容を充実させることに決めた。

福岡地裁小倉支部で争われていた豊前火電訴訟は、住民の環境権を一切認めず、訴えを却下した。

特別報告

働く者の診療所開設

神奈川労災職業病センター

全港灣
集団検診の中から

「働く者の手で働く者の診療所を」
これはだれしもが望んでいるところ
です。それは不満だらけの現在の医
療内容・医療制度に対する実感から
出てきています。

七八年四月港灣に働く青手（登録
日雇）労働者の組合・全港灣横浜港
分会は、神奈川労災職業病センター
と共同して組合員の集団検診を行
いました。受診者四四名中異常なしが
わずか二名、港灣の仕事から運動器
系の疾患は予想されたところですが、
多くの人が内臓もやられていること
にあらためて驚かされました。この
ままでは大変だ。なんとかしなくて
は……

まず、長年の港灣労働の結果であ
るとして、神戸、大阪に続いて「港
灣病」の集団申請（現在十四名）を
労基署に提出しました（現在交渉中

です。

資本の妨害に
屈せず

もう一方は治療の問題です。たま
たま港の職安のある港灣福祉センタ
ーの三階の診療所が空いていました。
ここをみんなの診療所にしよう、医
療生協をつくらう、という呼びかけ
がなされました。本年一月、三〇〇
名近い参加者で、神奈川県勤労者医
療生活協同組合の創立総会が成功し
ました。全港灣横浜支部を通じてあ
るいは労職センターによって、港だ
けでなく神奈川全体に運動は広がっ
たのです。

この動きを敏感に感じとったのが
港の資本です。彼らには日雇いから
常用にまで進んだ神戸での港灣病闘
争が、頭にやきついていたので、
当初の話とは全く逆に、強硬に福祉
センターの場所を貸さない、と主張
しはじめました。港に働く労働者の

ための施設として作られた建物、しかも何年も空家にしておきながらこの反対です。

怒りは深く、しかし腹にためて神奈川県当局のあっせんを私達は辛抱強く待ちました。県当局もあきれられるほどの頑迷さで資本はゆずらず、それならそれと、私達は福祉協会の厚意で全港湾横浜支部のある横浜桜木町近くの港町ビル四階に居を定めました。

団結を強め 診療所のスタート

四月開設予定から遅れること四月の八月一日オープン、レントゲンも置けない狭さ、だがこの遅れはそれを補って余りあるほどの成果を生み出しました。それは、たたかれればたたかれるほど必ず成功させてみようという団結が強まったことです。これはまた、神奈川県評議長の生協理事長就任という事に現わされる

ような大きな広がりを生み出しました。診療所をつくろう、と言い出した時から考えてみると格段の違いです。

八月十一日には労働界はもとより県から業界にいたるまで、一〇〇名の出席で開設披露式が行われました。今日の情勢の中で働く者をとりまく環境は、ますます厳しいと言わざるを得ません。労災職業病発生の増加はその端的な現われです。

私達の診療所は言わば一人一人、草の根であったものが一気に花を咲かせたとも言えます。しかも、もっとも多くの人達の生活の状態、医療に対する批判や意見を聞き、実践していかねければなりません。

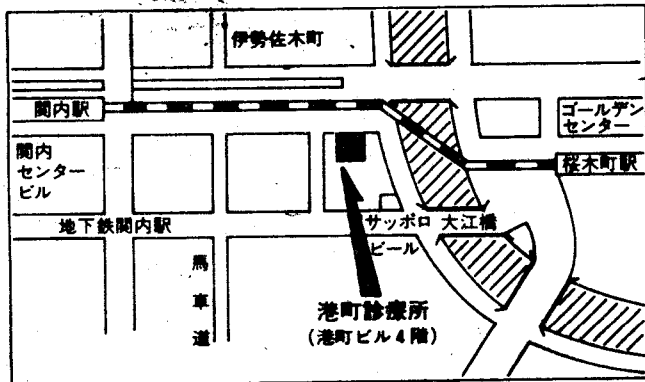
しかも労働者が資本の下で働いている以上、私達の果すべき役割は限りなく大きいと思います。治療だけではありません。どう予防するのかあるいはそのためには何が根本的原因なのか等々。それをスタッフだけではなく働く者との共同作業としてどこまでやれるのかに真価が問われ

るでしょう。

幸い新聞報道もあって、九月に入り一日五〇数人の患者という日もできています。

私達の先輩・南大阪労働者診療所に学びながら、がんばっていききたいと思えます。

(以上)



国電京浜東北線「桜木町」駅下車 徒歩3分

横浜市営地下鉄「桜木町」「関内」駅下車 徒歩3分



右折禁止

育て、教えるべきことを教え、鍛えるべきことを鍛える

近日中に私も母親となる予定。そのせいか最近、育児・親子の問題に関する話題が気にかかる。

新聞でも「思春期病」とか名づけられた自立できない子供、それらの子供と家族特に母との関係、家庭における母親の役割・父親の役割と色んな説明が加えられている。それぞれになる程

優しい母、強くたくましい父という固定的な見方に反発も感じていた。

劇場「キタキツネ物語」を見て、人間社会の議論の甘さを強く感じたものである。

た後の子別れの時の親ギツネのキ然とした態度はどうであろうか。いくら子が甘えても断固としてつき離す

姿には、自分は子を一人前のキツネに育てたのだという自信がうかがえる。又一方、教えられた生活技術を

では、人間である私は子供に何をどういう生き方を伝えていけばいいのだろうか

か？何はともあれ、自分の頭で考え判断して生活して行くように、と今は願うだけである。(H.N.)

8月分会計報告

〈表紙写真〉
大阪木材市場の作業風景
(参照一健診療部より)

収入

会費	298300
機関誌	110563 ①
カンパ	433381 ②
資料	1000
パンフ	9720
計	852964

支出

事務費	46881 ③
機関誌	64330 ④
活動費	188438 ⑤
郵送費	11610
人件費	305000 ⑥
計	616259

8月分収支	+236705
先月からの くりこし	418114
9月への くりこし	654819

- (※)
- ① 広告料を含む (¥3000)
 - ② 夏期カンパ (¥213381)
 - ③ 8月分家賃・共益、電気代
7月分ガス代、事務用品
 - ④ NO. 63の印刷代
 - ⑤ 事務局員交通費、岩手出張、南大阪事務所
9月分、比花センター9月分、電話代8月
 - ⑥ 8月分人件費 (アルバイトを含む)